

半田市老人福祉法に基づく措置に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、老人福祉法（昭和38年法律第133号）第10条の4及び第11条第1項第2号の規定に基づき、やむを得ない事由により介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅サービス又は施設サービスを利用することが著しく困難な者に対して措置を行うことを目的とする。

(対象者)

第2条 この要綱において、「やむを得ない事由により介護保険法に規定する居宅サービス又は施設サービスを利用することが著しく困難な者」とは、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 市内に居住する概ね65歳以上の高齢者で、認知症等により意思能力が乏しく、かつ本人を代理する者がいない者
- (2) 市内に居住する概ね65歳以上の高齢者で、家族等から虐待又は無視を受けること等により、本人の意思に反して指定居宅サービス又は指定施設サービス契約が締結できない者
- (3) その他福祉事務所長が必要と認める者

(措置の決定)

第3条 福祉事務所長は、前条に定める対象者を発見した場合又は関係機関等から通報を受けた場合は、高齢者の状態、状況等について、調査を行うものとする。

2 福祉事務所長は、前項に基づく調査により前条の要件に該当すると認めた場合には、職権により措置の決定を行うものとする。

(措置するサービス)

第4条 前条第2項の規定に基づき措置するサービスは、老人福祉法第10条の4及び第11条第1項第2号の規定に基づくサービスのうち、福祉事務所長が必要と認めるものとする。

(要介護等状態の把握と成年後見制度の活用)

第5条 福祉事務所長は、第3条により措置の決定を行った者（以下「利用者」という。）が、介護保険法による要介護認定を受けていない場合には、要介護等状態の把握をするとともに、成年後見制度の活用を図るものとする。

(サービス提供の依頼)

第6条 福祉事務所長は、措置を行う場合には、介護保険法による指定事業者及び基準該当事業者にサービス提供の依頼を行うものとする。

(措置費用)

第7条 措置に係る費用は、介護保険法の規定により定められた居宅サービスに係る費用及び施設サービスに係る費用によるものとする。この場合において、措置に係る費用には、当該サービスに係る居住等に要する費用及び食事の提供に要する費用を含むものとする。

(費用負担)

第8条 措置に係る費用のうち、老人福祉法第21条の2に該当する場合は、介護報酬として給付される額を除いた費用を利用者の自己負担分とし、同条に該当しない場合は全額自己負担分とする。

2 利用者の自己負担分については、半田市がサービス事業者に支払うものとし、利用者は福祉事務所長の決定に基づき、その費用を半田市に納入するものとする。

(自己負担分の費用徴収)

第9条 福祉事務所長は、利用者に納入通知書を送付することにより、前条に規定する費用を徴収する。

2 費用については、老人福祉法第28条第1項に基づくものとする。

(自己負担分の費用の減免)

第10条 福祉事務所長は、第8条に規定する費用のうち、利用者が次に定める者である場合は費用を徴収しないことができる。

- (1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）による被保護世帯に属する者
- (2) 介護保険法に準じ、災害その他の特別な事情により、自己負担額の支払いが困難であると福祉事務所長が認める者
- (3) その他福祉事務所長が自己負担額の徴収が困難であると認めた者

(措置の変更又は廃止)

第11条 措置の変更又は廃止を行う場合には、措置開始時に準じた手続きを行うものとする。

2 廃止は、次に該当する場合に実施するものとする。

- (1) 利用者の法定後見人等が選任され、契約により介護保険法の規定するサービス給付を受けられるようになったとき。
- (2) 施設入所等により、家族からの虐待等の状態から離脱し、サービス事業所との

契約を締結したとき。

(3) その他福祉事務所長が必要と認めたとき。

(委任)

第12条 この要綱に定めのない事項については、別に福祉事務所長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成13年2月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年2月28日から施行する。